

つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例の一部を改正する条例が成立しました。

つくば市議会平成 25 年 12 月定例会に提案されていた、「つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例の一部を改正する条例」が全会一致で可決され、下記のとおり、総合特区の今後の円滑な進展を支えるまちづくりに関する市の責務が明文化されるとともに、企業等に対する市独自の税制支援措置が拡大されました。

なお、本条例は、平成 25 年 12 月 25 日に公布され、平成 26 年 1 月 1 日から施行される予定です。

○主な改正のポイント

- 市は、認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、実施主体その他の関係機関と相互に緊密な連携協力を図りつつ、次に掲げる事項に配慮するよう努めなければならないこと。
 - (1) 特定国際戦略事業等の成果の活用により創出された新たな産業の振興
 - (2) 特定国際戦略事業等の推進又はその成果の活用による新たな産業の創出若しくは振興に寄与する国内外の企業又は人材が事業活動を支障なく営むことができるようにするための都市環境の整備（第 3 条の 2）
- 総合特別区域法及び租税特別措置法の改正により特区の税制優遇措置の対象範囲が取得価格 1、000 万円以上の器具及び備品にも拡大されたことを受け、当該器具等を条例第 4 条の規定による固定資産税の免除範囲に新たに追加すること。（第 4 条）